

津 別 町
第 3 期障がい者計画
第 6 期障がい福祉計画
第 2 期障がい児福祉計画
(令和 3 年度から令和 5 年度)

令和 3 年 3 月

津 別 町

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 計画の策定方法	
6 計画の推進と検証	
第2章 津別町における障がい者の状況	7
1 総人口・年齢3区分別人口の推移	
2 身体障害者手帳交付者数の推移	
3 障がい種別の推移	
4 障がい等級別の推移	
5 精神障害者保健福祉手帳交付者数と自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移	
6 療育手帳交付者数の推移	
7 特定疾患医療受給者証交付者数の推移	
第3章 計画の理念と目標	12
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の体系	
第4章 第3期津別町障がい者計画	14
1 保健・医療の推進	
2 雇用・就労の推進	
3 障がいに対する理解・権利擁護の推進	
4 安全・安心な生活の確保	
5 社会参加・コミュニケーションの推進	
6 障がいのある子どもに対する支援の充実	
7 生活支援・介護者支援の充実	
8 相談支援体制・情報提供の充実	

第5章 第6期津別町障がい福祉計画 _____ 26

- 1 障がい者とサービス利用状況および提供体制
- 2 令和5年度の施策の成果目標値
- 3 各種サービス計画値およびサービス見込量

第6章 第2期津別町障がい児福祉計画 _____ 57

- 1 各種サービス計画値およびサービス見込量

資料編 _____

- 1 アンケート調査報告書

本計画における「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字は、「公害」や「危害を加える」といったようなマイナスのイメージがあります。国が発行する書類や法律名などは、常用漢字である「害」を使った「障害」が使用されていますが、一部の地方自治体などでは「害」を「がい」と表記を改めているところが多くなっています。

本計画では、以上の理由や共に生きていくというあたたかみのある地域社会の実現をめざしている観点から「障害」と「障がい」の表記を使い分けしています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

人口が減少の一途をたどる我が国では、障がいのある人の高齢化も避けてとおれないものひとつとなっています。このことは、障がいがある本人に加えて、障がいがある人を支える家族等の高齢化、障がいの重度化など、様々な問題が表面化してきていることにつながっています。

そうした中で、「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、専門性を有し、地域生活において、障がいのある人やその家族の緊急事態の対応や相談支援体制の充実を図るため、1市4町で「地域生活支援拠点等」を整えていくこととなり、令和2年4月より整備をしてきました。

緊急時の迅速かつ確実な相談支援の実施や短期入所等の活用および体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、ひとり暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備してきておりますが、拠点等の総合相談窓口である基幹相談支援センターの設置は、令和3年4月からとなります。

以前は、町内の相談支援事業所で相談を受けておりましたが、今後は基幹相談支援センターとの連携強化により、相談者への支援がより迅速に対応可能となってきます。

また、各市町で実施しております自立支援協議会は、各市町での事例検討に基づき、困難事例について全体で協議や検討をするため、全体での自立支援協議会の開催を行っていくこととなり、これは基幹相談支援センターの役割にもなっています。

今回、国における法改正の動向や社会情勢の変化、障がい者のニーズ等を踏まえたうえで、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画である「第2期津別町障がい者計画」、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制が計画的に図れるように具体的な数値目標を掲げた「第5期津別町障がい福祉計画」および「津別町障がい児福祉計画」を一本化して策定することで、障がい者施策のより一層の推進を図ります。

計 画	第2期 津別町障がい者計画	第5期 津別町障がい福祉計画	津別町障がい児福祉計画
根拠法律	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内 容	<ul style="list-style-type: none">・町の障がい者施策の現状と課題・今後の方針と実現のための方策など	<ul style="list-style-type: none">・障がい福祉サービス、相談支援・地域生活支援事業の提供体制や必要量の見込み	<ul style="list-style-type: none">・障害児通所支援・障害児相談支援の提供体制や必要量の見込み

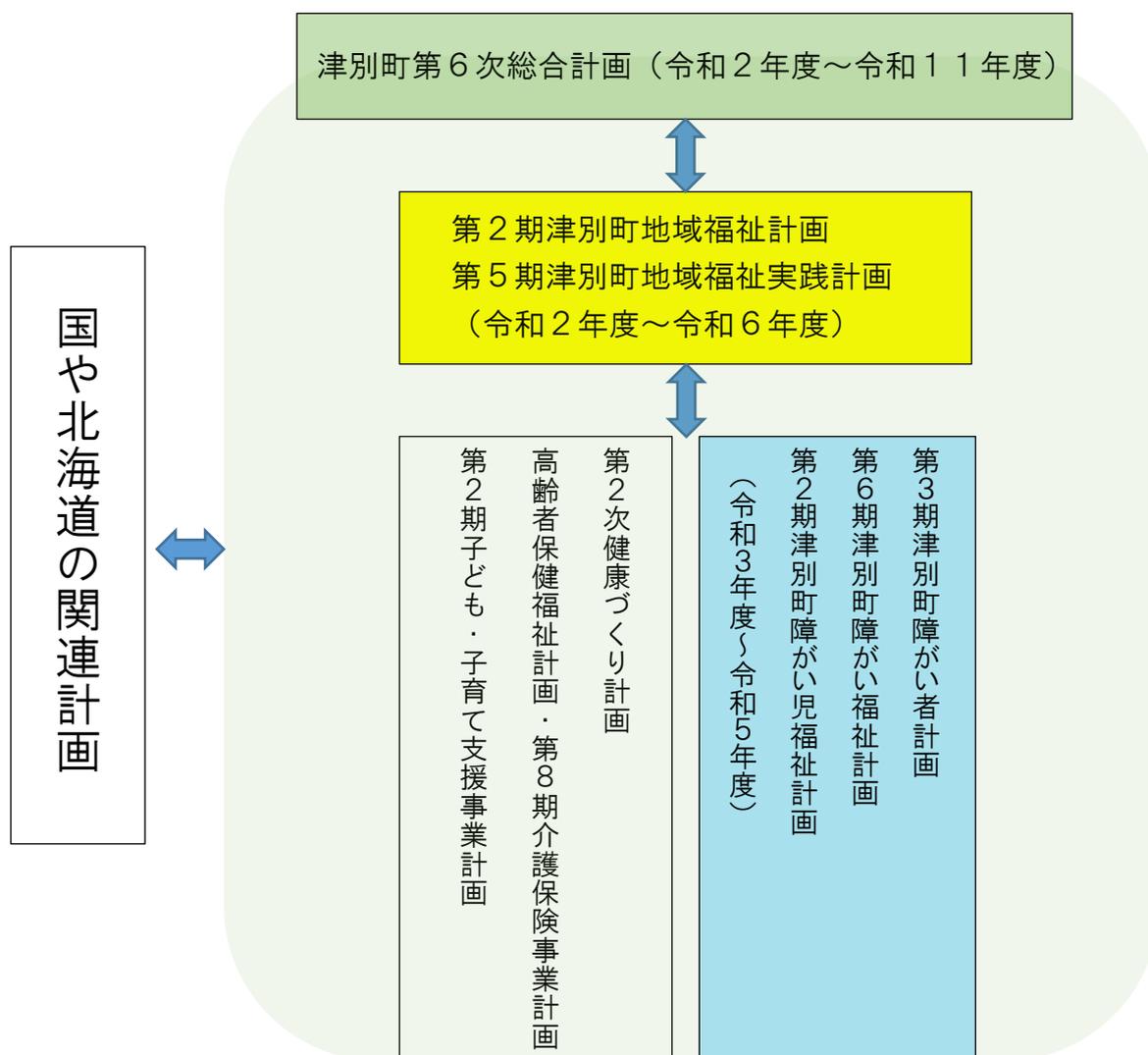
2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者計画、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく障害福祉計画、児童福祉法第 33 条第 20 項に基づく障害児福祉計画として策定します。

本計画は、津別町における今後の障がい者施策の基本方向を示すとともに、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりおよびサービス等を確保するための方策などを示す実施計画として策定します。

また、「津別町障がい者計画」「津別町障がい福祉計画」「津別町障がい児福祉計画」は、津別町の最上位計画である第 6 次総合計画（令和 2 年度～令和 11 年度）の考え方に基づくとともに、地域福祉の理念を共有する「津別町地域福祉計画・津別町地域福祉実践計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」の中で、第 2 次健康づくり計画（平成 25 年度から令和 4 年度）、高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度～令和 2 年度）、第 2 期子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）などの福祉・健康分野の関連計画との整合を図りながら計画を策定しています。

また、今後見込まれる法令改正等には、随時対応していきます。



3 計画の期間

第3期津別町障がい者計画・第6期津別町障がい福祉計画・第2期津別町障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間に計画期間とします。

また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

計 画 名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
津別町障がい者計画	第1期			第2期			第3期			
津別町障がい福祉計画	—	第4期			第5期			第6期		
津別町障がい児福祉計画	—			第1期			第2期			

4 計画の対象

この計画で対象とする障害者とは、障害者基本法第2条に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、「障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。その他に、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、高次脳機能障害のある人、てんかんや自閉症等を有する人で、長期にわたり生活上の支障がある人などを含みます。

5 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

津別町における障がいのある方の現状を把握し、計画策定の基本資料とするため、障がいのある人などを対象としたアンケート調査を実施しました。

- ・調査対象 1 身体障がい者：身体障害者手帳の所持者
- 2 知的障がい者：療育手帳の所持者
- 3 精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳保持者
自立支援医療（精神通院医療）受給者
- 4 上記手帳を持っていないが障がい福祉サービスを利用している者
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 令和2年10月2日～令和2年10月14日
- ・発送数 合計 400通

○ 配布および回収状況

※調査票は同じものを送付しています	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	296通	231通	57.8%
療育（知的障がい）手帳所持者	59通		
精神障害者保健福祉手帳所持者	26通		
障がい福祉サービス利用者	19通		
合計	400通		

(2) 津別町障害者地域自立支援協議会による協議

策定にあたっては、町民から選出された委員や障がい者団体関係者、有識者等で構成される「津別町障害者地域自立支援協議会」を開催し、協議のもと計画の策定について進めてきました。

○ 津別町障害者地域自立支援協議会

役職名	氏名	所属団体
会長	原田英機	津別町社会福祉協議会
副会長	新鞍忠信	NPO法人 津別町手をつなぐ育成会
委員	杉山敏行	津別町民生委員児童委員協議会
〃	長野三恵子	NPO法人 北海道でてこいランド
〃	山口英世	津別町小中学校校長会
〃	小野寺祥裕	ケアハウスつべつ
〃	船木雄紀	身体障害者手帳所持者
〃	栗田和司	津別町ひまわりの会
〃	今野裕一	津別町商工会
〃	滝口亜弥	津別小学校特別支援教育教諭
〃	武部仁	津別中学校特別支援教育教諭
〃	樋口大介	津別町障害者相談支援事業所

(任期：令和2年7月25日～令和5年7月24日)

○ 協議状況及び議題等

回	開催日	主な議題等
第1回	令和2年9月30日	・策定について（アンケート内容検討・確認）
第2回	令和3年1月26日	・計画の素案協議について
第3回	令和3年3月1日	・計画の素案協議について（計画案審議）

(3) パブリックコメントによる意見聴取

本計画に対する町民の意見を募るため、津別町ホームページ・津別町役場ロビー、津別町多目的活動センター「さんさん館」、津別町中央公民館にてパブリックコメントを実施し、広く住民から意見募集を行いました。

- ・ 募集期間 : 令和3年1月29日～令和3年2月28日
- ・ 募集方法 : 津別町ホームページ等で募集
- ・ 提出方法 : 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、その他
- ・ 件数 : 0件

6 計画の推進と検証

計画の進捗状況については、PDCAサイクルに基づくかたちで、津別町障害者地域自立支援協議会において、毎年、障がい者施策の推進状況や評価検証を行い、必要があると認められる時には計画の変更等を行います。

(1) 推進にあたり

① 施策相互の連携

施策内容の分野が多岐にわたることから、津別町障害者地域自立支援協議会、津別町社会福祉協議会など関係する機関の連携・協働を図ります。また、総合的・効果的に施策を推進できるように、各機関の役割を明確にするとともに、令和3年4月から開設される基幹相談支援センターとも連携を図り施策を展開します。

② 国、北海道、圏域との連携

国、北海道に対して、必要に応じて積極的な協力支援を要請し、効果的な事業展開を図ることができるものについては、連携を図り施策を推進することとします。

また、令和元年10月に北見市と定住自立圏形成協定を締結しました。1市4町（北見市、訓子府町、置戸町、美幌町、津別町）の圏域で、相互の役割分担と連携を図りながら必要な機能を確保し、きめ細やかなサービスの提供と安心して暮らせる定住自立圏の形成に努めます。

③ 人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者、ボランティア等多様な人材の確保を進めます。

(2) PDCAサイクルによる計画の点検及び評価

毎年度、各年度の見込量や計画値の達成状況について、津別町障害者地域自立支援協議会での点検および評価を行います。

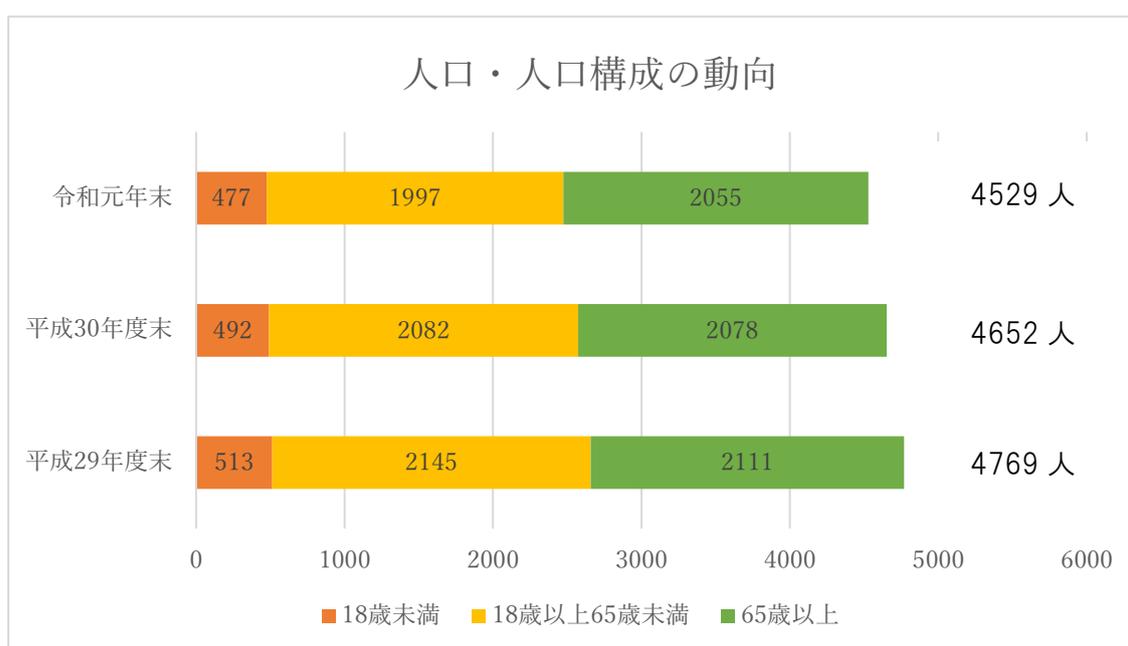
これらの結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

第2章 津別町における障がい者の状況

1 総人口・年齢3区分別人口の推移

津別町の総人口は減少傾向で推移しており、令和元年度末では 4,529 人となっています。

年齢3区分別人口割合は、18 歳未満の人口比率が平成 29 年度末の 10.7%から令和元年度末の 10.5%へ、18 歳以上 65 歳未満の人口比率が平成 29 年度末の 45.0%から令和元年度末の 44.7%へと低下しているのに対し、65 歳以上の人口比率は、平成 29 年度末の 44.3%から令和元年度末の 45.4%へと 1.1 ポイント上昇しており、少子化・高齢化が進んでいます。

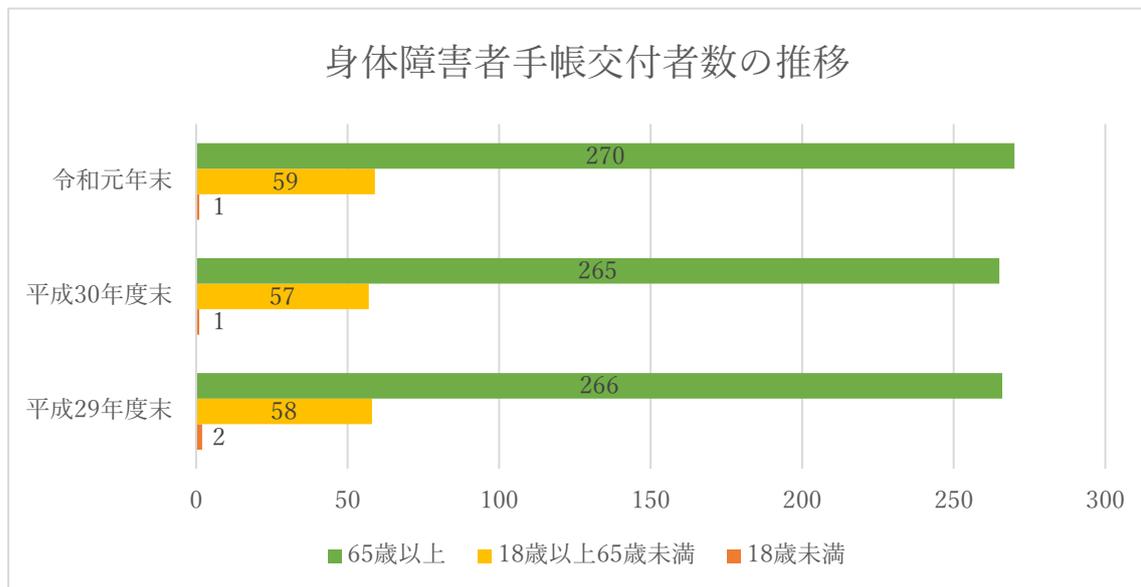


	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
18 歳未満	10.7%	10.6%	10.5%
18 歳以上 65 歳未満	45.0%	44.7%	44.1%
65 歳以上	44.3%	44.7%	45.4%
合 計	100%	100%	100%

〔住民基本台帳〕

2 身体障害者手帳交付者数の推移

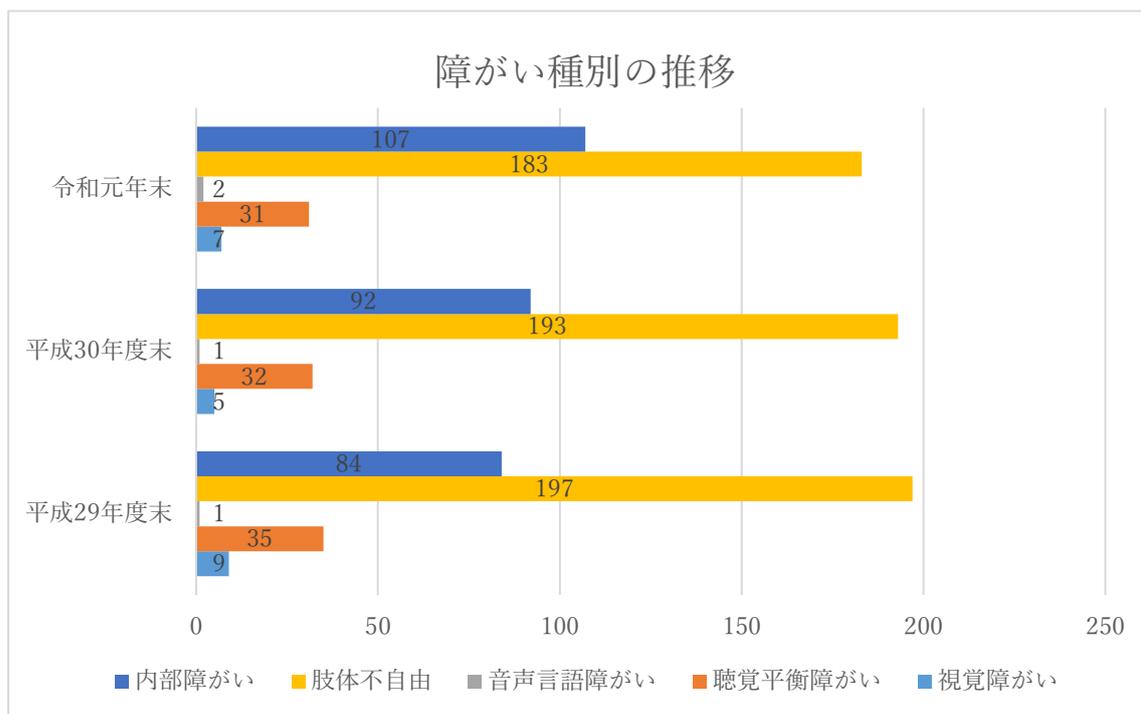
身体障害者手帳の交付者数は、320人程度でほぼ横ばい傾向で推移しており、令和元年度末で330人となっています。年代別にみると、65歳以上の高齢者の占める割合が高いことがわかります。



3 障がい種別の推移

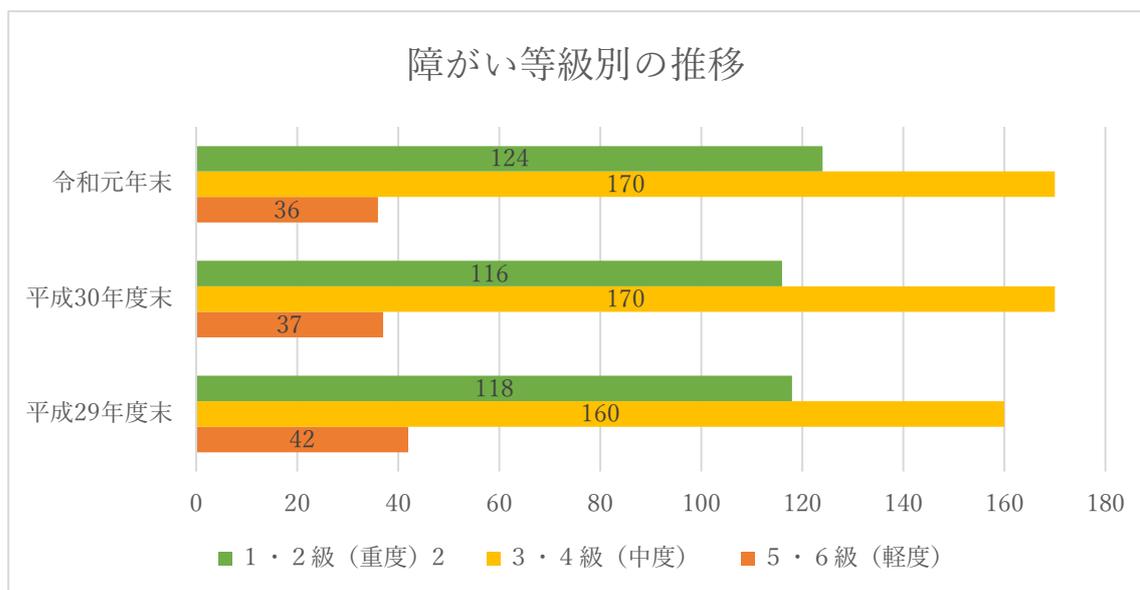
障がいの種別は、各年度に関係なく「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚平衡障がい」、「視覚障がい」、「音声言語障がい」の順になっています。

人数については、ほぼ横ばいで推移しています。

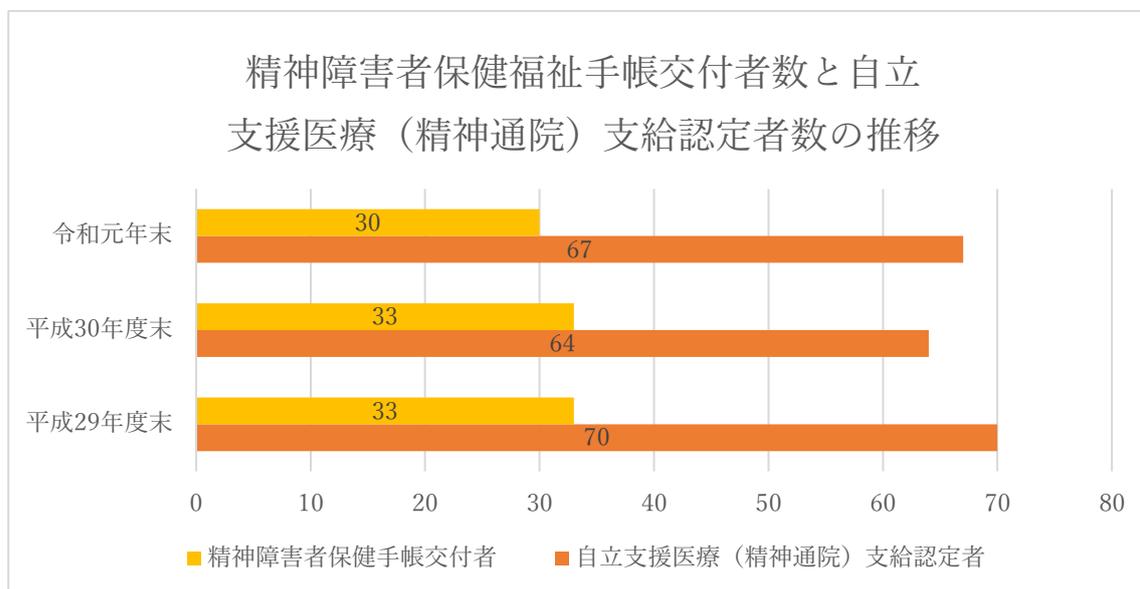


4 障がい等級別の推移

障がいの等級別は、「中度」の障がい者数が最も多くなっています。

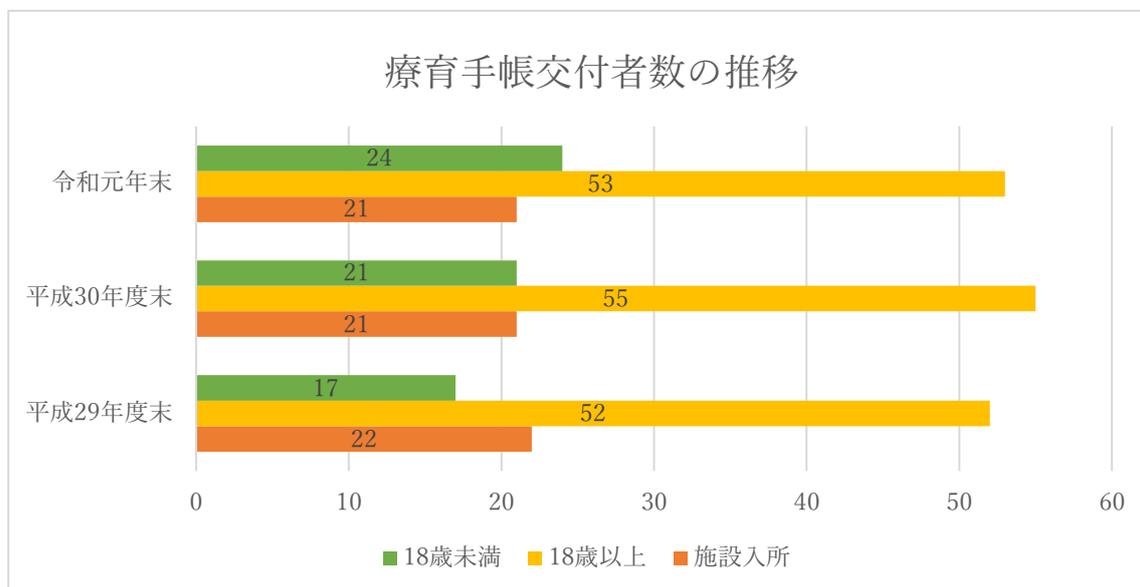


5 精神障害者保健福祉手帳交付者数と自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移



6 療育手帳交付者数の推移

療育手帳の交付者数は、全体ではほぼ横ばいで推移していますが、18歳未満の人数については増加傾向にある状況から、母子保健や早期発見、早期療育を含めた発達支援の充実がさらに求められているといえます。



7 特定疾患医療受給者証交付者数の推移

国および北海道では、令和元年7月より対象疾病が拡大し、障がい福祉サービスを利用できる疾病数は361項目となりました。令和2年度末における津別町の特定疾患医療受給者証の交付数は53人で、疾病数で最も多いのが「潰瘍性大腸炎」の7人となっています。

(資料 北見保健所提供 令和2年3月末現在)

疾患名	人数	疾患名	人数
進行性核上性麻痺	1	下垂体性ADH分泌異常症	1
パーキンソン病	1	下垂体前葉機能低下症	3
重症筋無力症	3	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	1
多系統萎縮症	1	アジソン病	1
脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)	2	特発性間質性肺炎	1
ライソゾーム病	1	肺動脈性肺高血圧症	1
顕微鏡的多発血管炎	1	自己免疫性肝炎	1
全身性エリテマトーデス	4	クローン病	3
全身性強皮症	1	潰瘍性大腸炎	7
シェーグレン症候群	2	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
再生不良性貧血	1	IgG4関連疾患	1
ベーチェット病	2	シェーグレン症候群 (道指定分)	5
自己免疫性溶血性貧血	1	突発性難聴	3
後縦靭帯骨化症	3	合計	53

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

助け合い見守りで 安心して住み続けられるまち つべつ

— 誰もが楽しく健やかに —

厚生労働省では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的コミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

町は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業を活用しながら、包括的な支援体制の整備を進めていますが、「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の改正により、さらに「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」等を追加し、相談支援体制の整備を図っていくものです。

平成27年の調査をはじめとして、地域住民の複合・複雑化した相談、ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、令和2年度に重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、令和3年から障がい者（児）だけでなく、高齢者、子ども、生活困窮者への相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働との連携を図りながら実践していきます。

2 基本目標

- 1 保健・医療の推進
- 2 雇用・就労の推進
- 3 障がいに対する理解・権利擁護の推進
- 4 安全・安心な生活の確保
- 5 社会参加・コミュニケーションの推進
- 6 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 7 生活支援・介護者支援の充実
- 8 相談支援体制・情報提供の充実

3 計画の体系

< 施策の展開 >

助け合い見守りで
安心して住み続けられるまち
つべつ

第3期
障がい者計画

1 保健・医療の推進

- (1) 適切な保健・医療の提供
- (2) 疾病等の予防・早期発見

2 雇用・就労の推進

- (1) 就労支援の推進
- (2) 雇用の場の拡大
- (3) 障がい者就労・雇用の啓発

3 障がいに対する理解・権利擁護の推進

- (1) 権利擁護の支援につながる仕組みづくり
- (2) 成年後見制度等の利用促進と人材確保等
- (3) 理解の促進

4 安全・安心な生活の確保

- (1) 施設のバリアフリー化・住宅改修の推進
- (2) 外出支援・移動手段の確保
- (3) 防災・防犯体制の充実

5 社会参加・コミュニケーションの推進

- (1) 社会参加への支援
- (2) コミュニケーションの推進
- (3) スポーツ・生涯学習への参加機会の充実

6 障がいのある子どもに対する支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 療育支援体制の充実
- (3) 障がい児保育・特別支援教育・学校教育の充実

7 生活支援・介護者支援の充実

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 福祉用具等の給付事業の充実
- (3) 介護者支援の充実

8 相談支援体制・情報提供の充実

- (1) 総合相談窓口の設置
- (2) 基幹相談支援センターの開設
- (3) 自立支援協議会の広域協議
- (4) 障がいに関する広報の充実

第6期
障がい福祉計画

第2期
障がい児福祉計画

- 1 障がい者とサービス利用状況および提供体制
- 2 令和5年度の施策の成果目標値
- 3 各種サービス計画値およびサービス見込量

第4章 第3期津別町障がい者計画

1 保健・医療の推進

【現状と課題】

障がいの早期発見や対応は重要であり、保健・医療・福祉が連携し各々の役割を果たすことが必要です。障がいのある人に関する医療は、障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度が数多くあり、これは極めて大きな役割を果たしています。

【方針】

障がいの原因となる疾病を予防し、障がいを早期に発見・対応することは、障がいの重度化・多様化の予防や介護者の負担軽減につながります。障がい者本人や介護者の高齢化を念頭に置きながら、個々の障がいや症状に応じた保健・医療サービス提供の推進を図っていきます。

推進方策

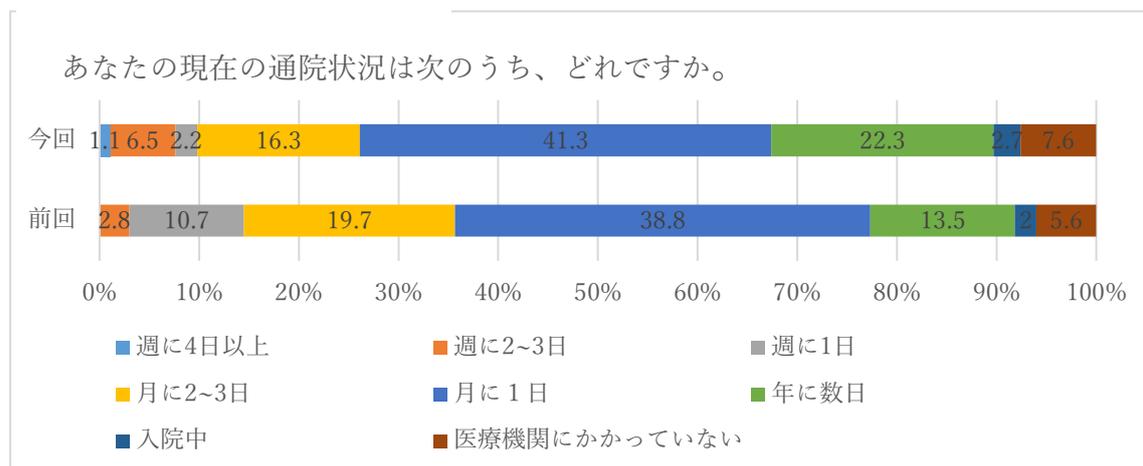
(1) 適切な保健・医療の提供

- ・ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を実施し、制度の周知を図ることで障がいのある方の自己負担を軽減し、経済的な支援を行います。
- ・ 障がい者が自立した日常生活や社会生活をおくれるよう、身体機能や生活能力の向上のために必要な自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実を図ります。
- ・ 難病患者と家族を対象とした医療や日常生活に係る相談を実施し、精神的負担の軽減を図ります。

(2) 疾病等の予防・早期発見

- ・ 健康づくりと生活習慣病の予防・疾病の早期発見のため、健康診査を促進し、相談支援体制・指導の充実に努めます。
- ・ うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談・支援体制の充実に努めます。

○ 関係するアンケート調査結果



2 雇用・就労の推進

【現状と課題】

アンケート結果にもあるように、障がいのある人の就業率は増加しており、地域の一人として就業意欲のある人が多くなってきていることがうかがえます。

一方で、雇用・あるいは就労可能な企業・事業所は、まだ限られていることが課題となっています。

【方針】

障がい者のある人が地域の中で、特性を活かし持っている能力を発揮しながら収入を得ることは自立の一步となり、地域とのつながりや生きがいを持つことにもなります。本人の就業意欲や障がいの特性に応じた多様な働き方に応えられるよう福祉的な就労等を含む様々な選択肢を提案することで、障がい者の自立を支援していきます。

推進方策

(1) 就労支援の推進

- ・就労前の段階でボランティア活動や津別町社会福祉協議会の行事でのお手伝いなど、経験を踏む場を提供していきます。
- ・障がい者の就業おける課題等の把握に努め、働きやすい環境づくりの支援を行います。
- ・就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練（就労移行支援）の充実を図るとともに、新たな障がい者の受け入れなど福祉的就労の場も含め多種多様な就労の場の確保に努めます。

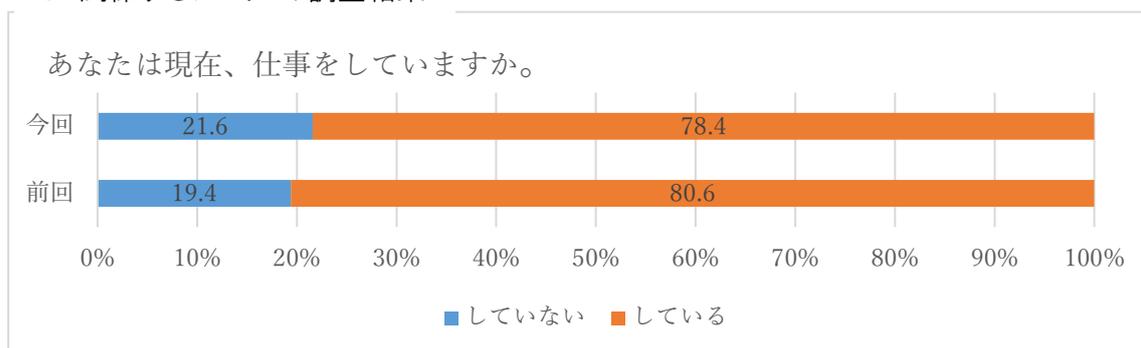
(2) 雇用の場の拡大

- ・一般企業での就労が困難な人に、働く場を確保し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練（就労継続支援）の充実を図ります。

(3) 障がい者就労・雇用の啓発

- ・障がい者の就労促進のため、受け入れ企業の理解と協力、制度などの啓発を行い障がい者雇用について働きかけていくとともに、障がいに対する正しい理解の促進を図ります。

○ 関係するアンケート調査結果



3 障がいに対する理解・権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいの有無を問わず等しく生活をおくれ、共に生きていくというあたたかみのある地域社会となるよう取り組みを進めています。一方で、障がいを理由とする差別は少なからず残っており、差別を受けたと感じる障がいのある人がいるのも現実となっています。

【方針】

障がい者のある方が地域の中で自立した生活をおくるためには、地域住民の障がいに対する理解を深めていただき、共に支え合う土壌を育てていく必要があります。障がいの有無にかかわらず住民がお互いに尊重し合い、地域のふれあいや支え合いを通じてやさしさを感じられるまちをめざしていきます。

障がいのある人は、日常生活をおくるうえで不利益を被ることもあり、権利を守る取り組みとして、成年後見制度の利用を促進していくことで、安心して生活できる体制を築いていきます。

推進方策

(1) 権利擁護の支援につながる仕組みづくり

- ・関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の防止および擁護者に対する相談等の支援に努めます。
- ・津別町社会福祉協議会と連携しながら、地域の権利擁護支援の在り方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につながるができる仕組みづくりを行っていきます。

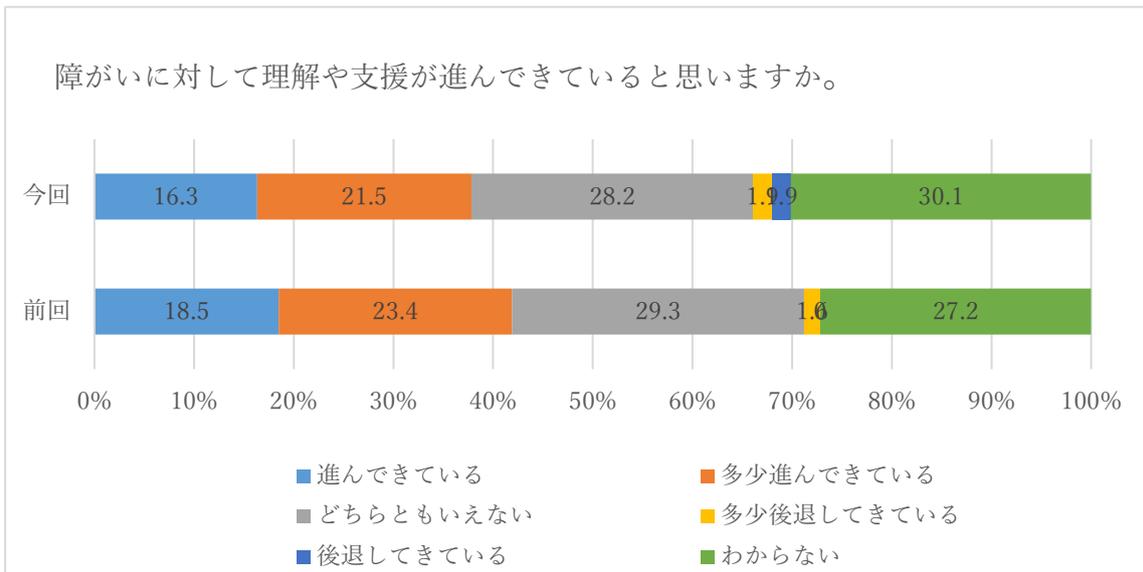
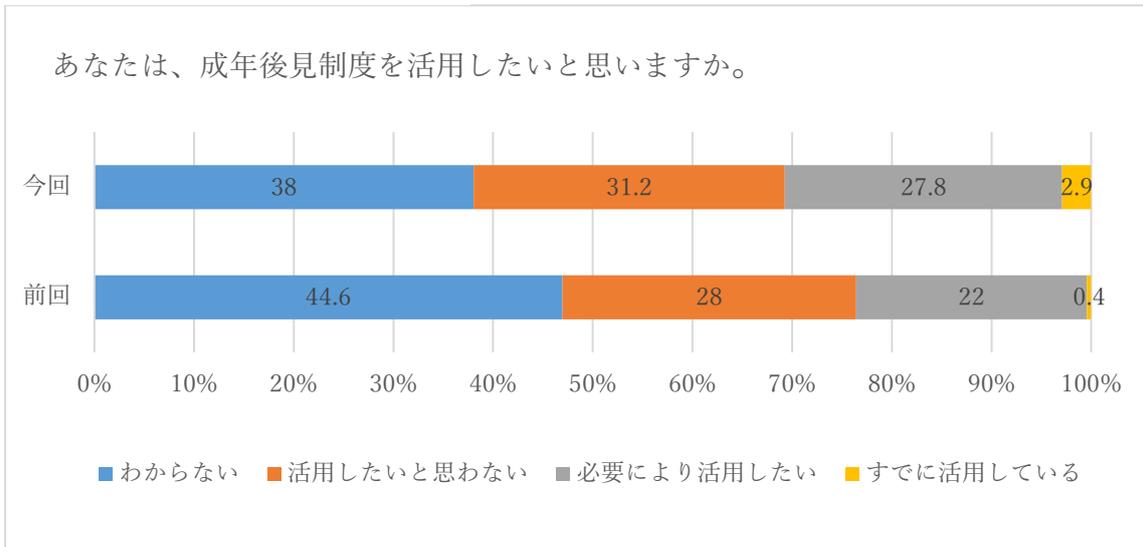
(2) 成年後見制度等の利用促進と人材確保等

- ・津別町社会福祉協議会と連携しながら、判断能力が不十分で自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定が難しい状態になっても、地域社会に参画してその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を促進します。
- ・市民後見人等の人材育成・活用を促進するための研修などを支援し人材確保に努めます。
- ・成年後見制度に係る支援を総合的に行えるよう、職員の専門性を高め支援体制の充実・整備に努めます。

(3) 理解の促進

- ・障がいのある人に対する町民の正しい理解を深めるため、思いやりの心を育むための啓発活動を行うとともに、障がいに関する情報の発信や情報を得られる機会の拡大、相談しやすい窓口づくりに努めます。
- ・見守り活動をはじめとした活動により、地域の中で互いに見守り、お互いに支え合うことがごく自然であるよう、津別町社会福祉協議会とも連携をしながら、みんなで分かり合えるまちづくりに努めます。

○ 関係するアンケート調査結果



4 安全・安心な生活の確保

【現状と課題】

地域に住むすべての町民が安心して暮らしていくためには、緊急時における対応ができる体制を整えておくことが必要ですが十分とは言えない状態です。特に障がいのある人については、災害時において支援が必要となる可能性が高いですが、要援護者の把握や災害に対する備えなども十分となっていないことが課題となっています。

【方針】

障がいのある人が住み慣れた地域で安全・安心な充実した生活をおくっていくためには、外出しやすい環境も整えていくことが必要なことから、移動手段の確保に努めていきます。

また、自治会の自主防災組織や民生委員・児童委員などと連携して、地域の要援護者の把握に努めるとともに、災害が発生した場合においても、迅速かつ的確な対応ができるように十分な体制を構築することや、感染症対策にも万全を期すことで安全で安心に暮らせるまちをめざしていきます。

推進方策

(1) 施設のバリアフリー化・住宅改修の推進

- ・ 町内公共施設や道路などのバリアフリー化を推進し、障がいを持つ人の多くが暮らしやすく、気軽に利用できる施設整備に努めます。
- ・ 日常生活を営むのに支障のある障がいがある人に対し、手すり設置など小規模改修のための支援に努めます。

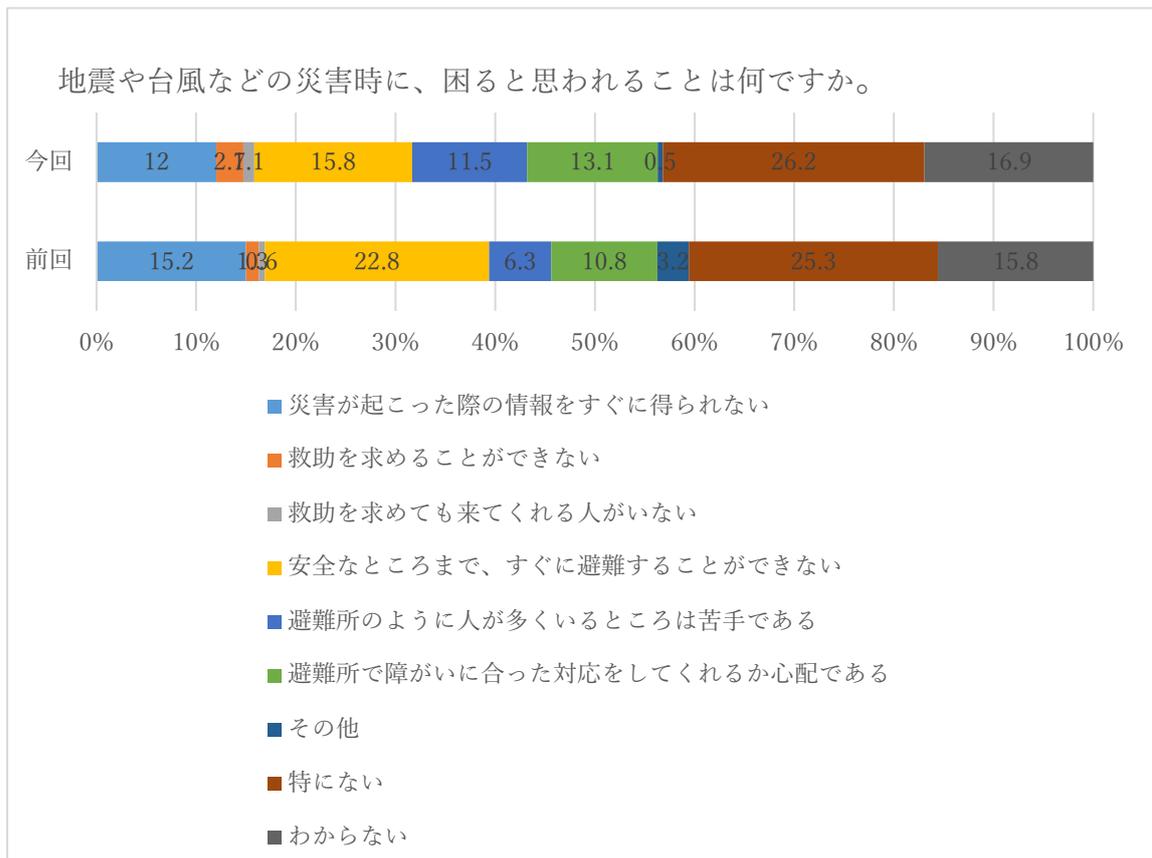
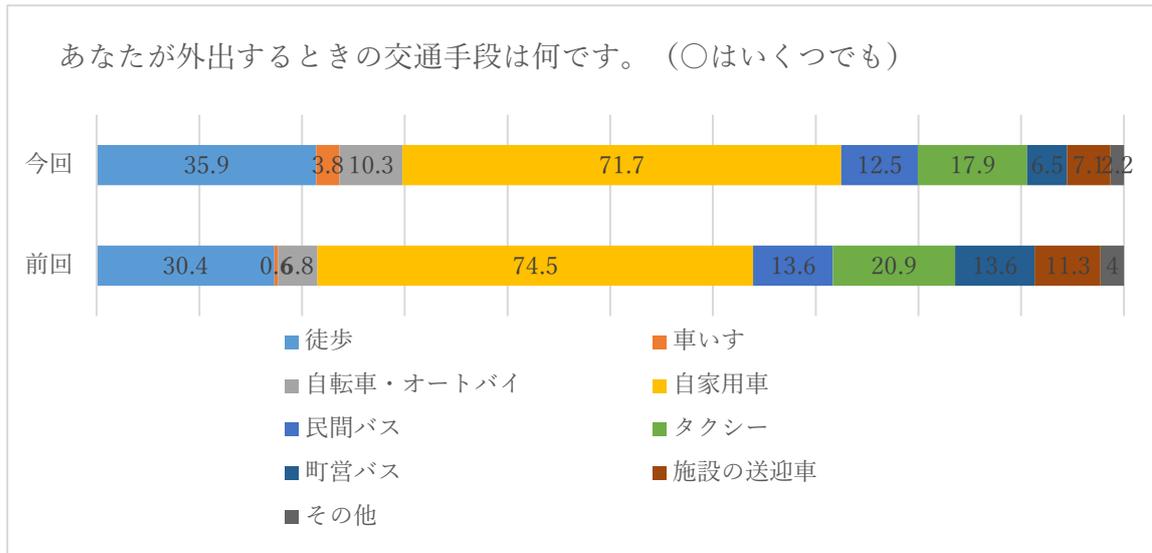
(2) 外出支援・移動手段の確保

- ・ 移動が困難な障がいのある人に対して、福祉有償運送をはじめ、外出のための支援を行い、移動手段の確保に努めます。
- ・ 除排雪を自力で行うことが難しい障がいのある人に対し、状況に応じて除雪サービスの提供に努めます。

(3) 防災・防犯体制の充実

- ・ 災害弱者の安全を確保するため、「災害時における高齢者・障がい者等に対する支援対策マニュアル」に基づく取り組みを推進します。
- ・ 避難行動要支援者名簿を活用した障がい者に対する適切な避難支援を行うことができるような体制の整備に努めます。
- ・ 避難行動要支援者名簿に基づき、民生委員・児童委員や自治会と協力しながら避難行動や安否確認など支援体制の構築に努めます。
- ・ 障がいのために判断能力が不十分な人が犯罪に巻き込まれることがないように、警察や関係機関等との連携による見守りや各種相談支援体制の充実に努めます。

○ 関係するアンケート調査結果



5 社会参加・コミュニケーションの推進

【現状と課題】

障がいがある人が、地域の一員として地域住民とかかわりを持ちながら社会生活を送っていくことは大切なことですが、アンケートからも積極的に近所付き合いをしている人は減少傾向で2割も満たない状態となっています。

【方針】

自宅にひきこもり状態であったり、地域で孤立したりすることないように取り組みを進めていきます。互いに人格と個性を尊重しながらコミュニケーションを図っていくための支援をはじめ、様々な活動へ参加できる環境づくりに取り組んでいきます。

推進方策

(1) 社会参加への支援

- ・地域住民、民生委員・児童委員など、地域での見守りや声掛けを積極的に行って外部とのつながりを持てるように支援します。
- ・日中活動の充実のための創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流を支援します。
- ・各種行事に障がいを持っている人が気軽に参加できるように努めるとともに、障がい者団体の活動紹介や活動運営を支援します。

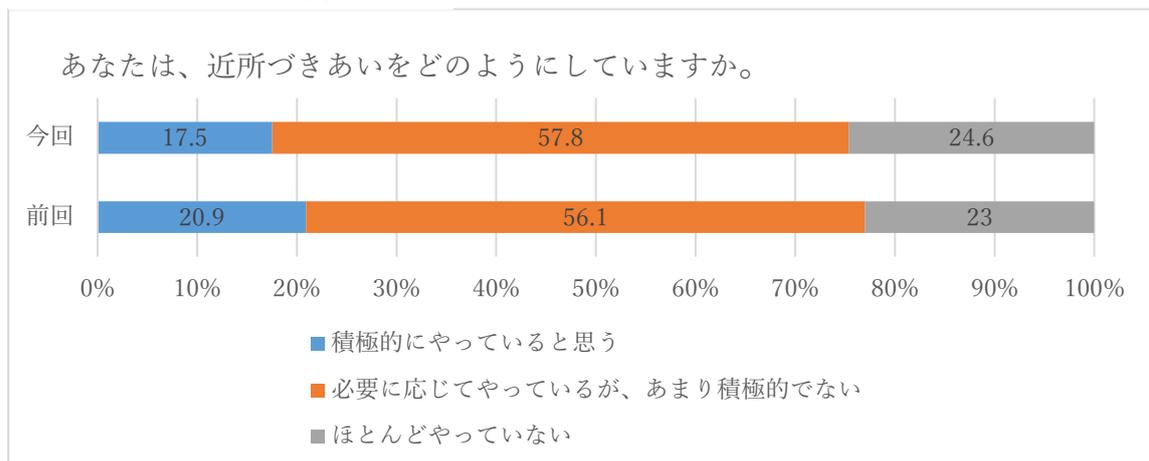
(2) コミュニケーションの推進

- ・様々な場面においてコミュニケーションをしやすいするため、点字奉仕員や手話通訳者などの活用を促進します。
- ・ALS患者が使用する意思伝達装置などの福祉用具の利用を促進します。

(3) スポーツ・生涯学習への参加機会の充実

- ・スポーツを楽しめる機会、生涯学習への参加機会の充実に努めます。

○ 関係するアンケート調査結果



6 障がいのある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

乳幼児の発達の遅れや障がいのある子どもに対しては、保健、医療、福祉、教育の各分野が連携して取り組んでいます。障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた支援や支援に関わる関係者と連携し、発達の段階に応じた継続的な支援により、障がいのある子どもの健やかな成長を支えていく必要があります。

【方針】

障がいのある子どもの発達と自立支援のため、乳幼児期からの健診の実施等により障がいの早期発見と、適切な療育、教育につなげるための支援をしていきます。

また、障がいのある児童一人ひとりの特性に合わせた療育や教育環境の整備のために、保健、医療、福祉、教育の関係機関や専門機関との連携を密にし、身近な地域で一貫して取り組みを進めていきます。

推進方策

(1) 相談支援体制の充実

- ・子育て支援センター、子育て世代包括支援センターをはじめとする相談窓口の充実や、児童相談所、保健所等その他関係機関とも連携しながら、様々な相談に対応できるきめ細やかな相談支援体制の確立に努めます。

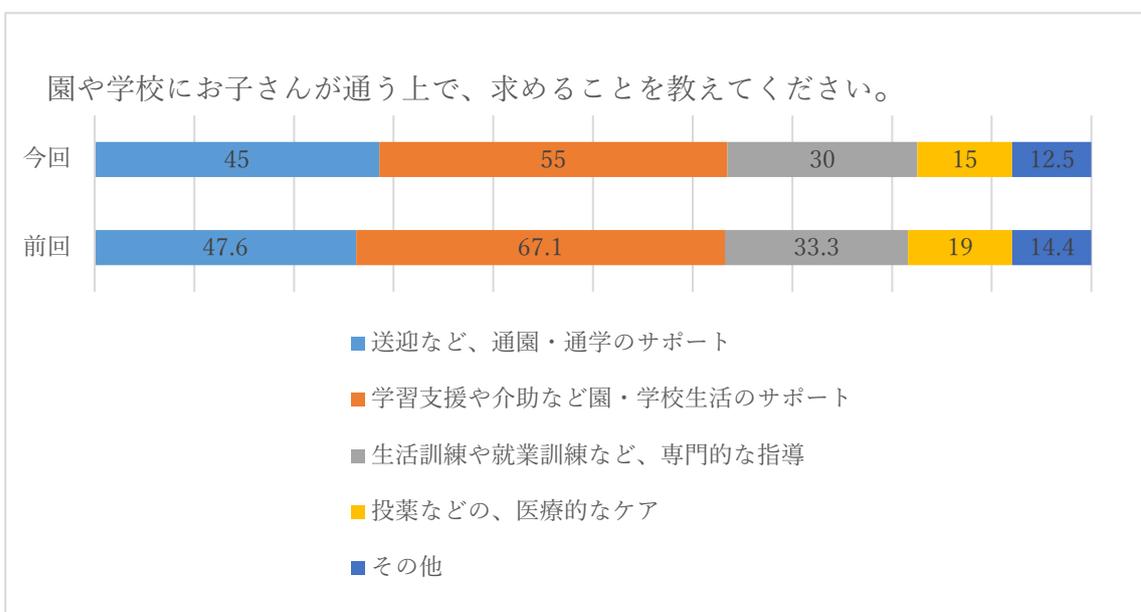
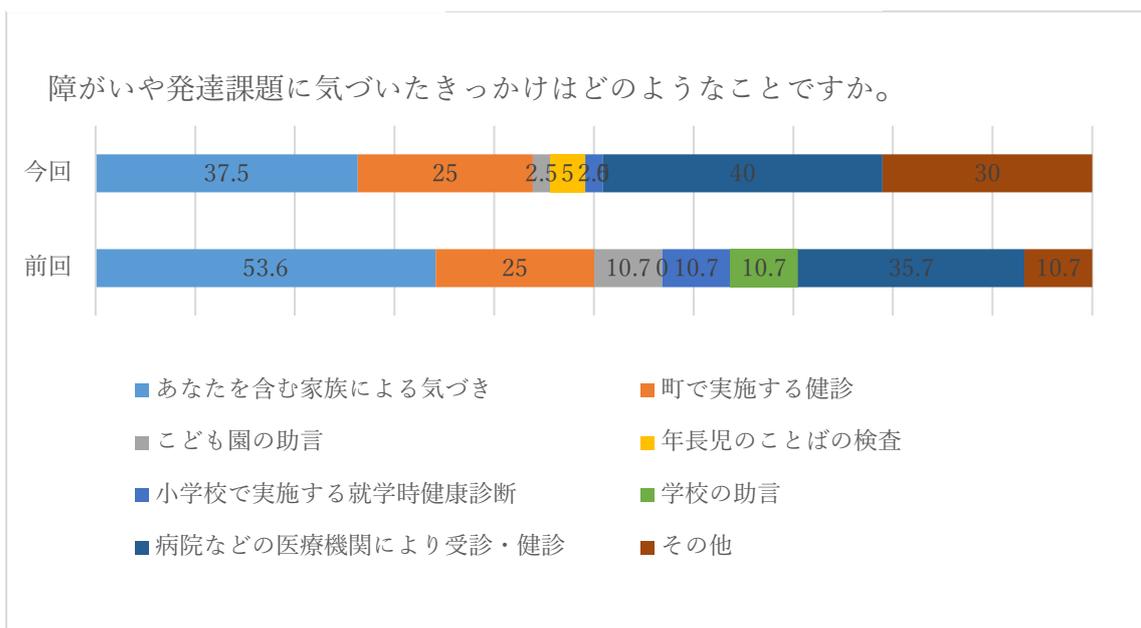
(2) 療育支援体制の充実

- ・在宅で障がいのある子どもを養育している家庭を支援するため、療育に関する相談や指導に努めます。
- ・障がいのある子どもや発達に遅れがあったり、育てにくさがある子どもの早期発見に努め、放課後等デイサービスの量的・質的な充実を支援していきます。
- ・専門的な療育を必要とする子どもには、医療機関等との連携を図りながら適切な療育が受けることのできるよう調整を図ります。

(3) 障がい児保育・特別支援教育・学校教育の充実

- ・就学にあたっては、本人や保護者の意向を把握し、個々の障がいの状態や特性に応じた適切な保育・教育を受けることができるように支援をします。
- ・子ども園から小学校、小学校から中学校における障がい児の特性について情報共有し、切れ目のない教育が受けられるよう支援をします。
- ・卒業後の進路を確保するために学校、児童相談所、公共職業安定所などの関係機関との連携を図っていきます。

○ 関係するアンケート調査結果 ※上位6つまでを掲載



7 生活支援・介護者支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活がおくれるように、また、介護する側の負担が少しでも軽減されるように障がい福祉サービスの充実に努めています。住み慣れた地域で安心して生活できるように包括的な支援の充実が求められています。

【方針】

心身の状態により日常生活上、様々な支援を必要とする障がいのある人が、必要なサービスを自ら選択することで、障がいのある人の望む生活の実現や家族等の介護者負担の軽減をめざします。一人ひとりに適したサービスの利用につなげるため、必要な情報を提供するほか、サービス等の質的および量的な面での充実に取り組めます。

推進方策

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ・心身障がい者および難病者に対するホームヘルプサービスの必要な供給量の確保と基盤整備に努めます。
- ・日中に日常生活や社会生活ができるための創作的活動または生産活動の機会が提供できるよう必要な供給量の確保と基盤整備に努めます。

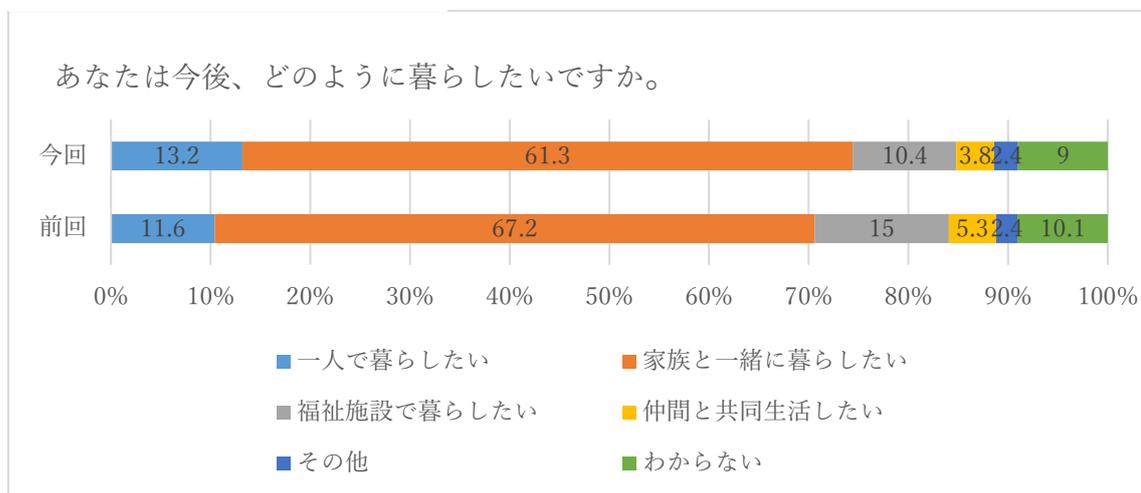
(2) 福祉用具等の給付事業の充実

- ・自立した生活を支援するために身体的機能を補い、日常生活を容易にする補装具、日常生活用具等の給付を行うとともに、給付制度の活用に関する情報提供を行います。また、給付を受ける方の費用負担軽減についても検討して行きます。

(3) 介護者支援の充実

- ・障がい者を介護する家族等の負担を軽減するため、デイサービス・ショートステイサービスの推進に努めます。

○ 関係するアンケート調査結果



8 相談支援体制・情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が相談をするところは、アンケート調査の結果からも役場は家族に次いで2番目に多いですが、まだ十分とは言えず、障がいのある人の悩みや、ニーズが多様化してきていることもあり、すべての相談に対応できる体制をさらに充実していかななくてはなりません。

また、情報の入手先については、町の広報誌や役場からというのがとても多いことがわかります。

【方針】

関係機関との連携をさらに強化し障がいのある人やその家族等を生涯にわたって支援できるよう継続性のある相談支援体制の充実に取り組みます。

情報提供については、障がい者に関する有益なお知らせや暮らしに直結した福祉制度の情報を、よりわかりやすく、きめ細かく提供できるように努めます。

推進方策

(1) 総合相談窓口の設置

・相談支援包括化推進員を軸として、高齢者、障がい者、生活困窮者をはじめ、複雑で解決の難しい悩みを抱える方の相談にも柔軟に対応できる総合相談窓口を設置します。各分野の相談支援機関が本来の役割を持ち寄りつつも、町全体で支援体制を構築していく仕組みづくりに取り組みます。

(2) 基幹相談支援センターの開設

・障がい者の生活全般における相談を受ける機関として、北見市、訓子府町、置戸町、美幌町、津別町の1市4町で共同開設し、様々なニーズに応じられる専門的な相談支援を実施します。施設や病院とも連携して、障がい者の生活支援を行っていきます。

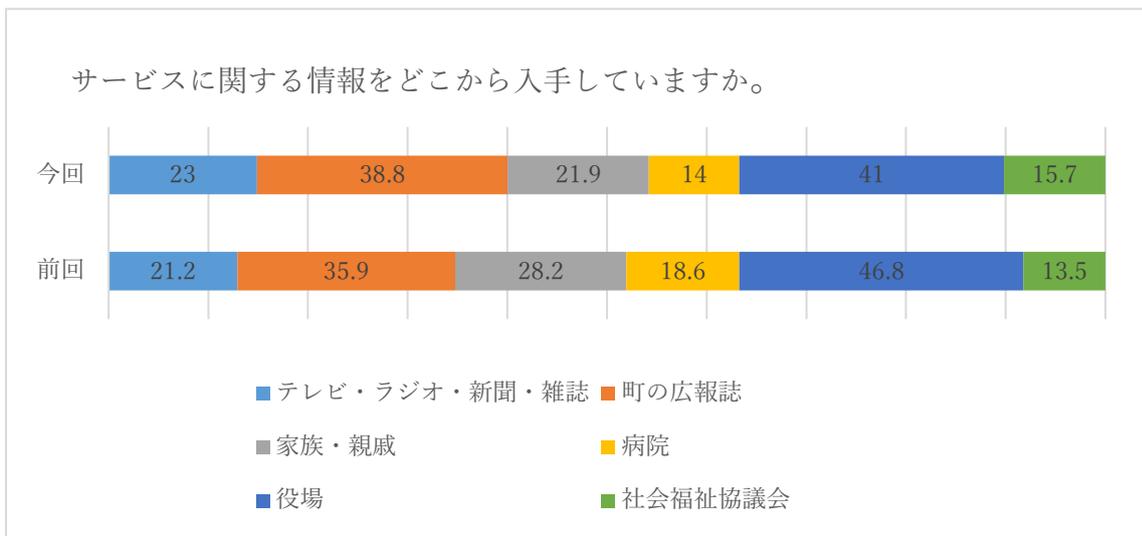
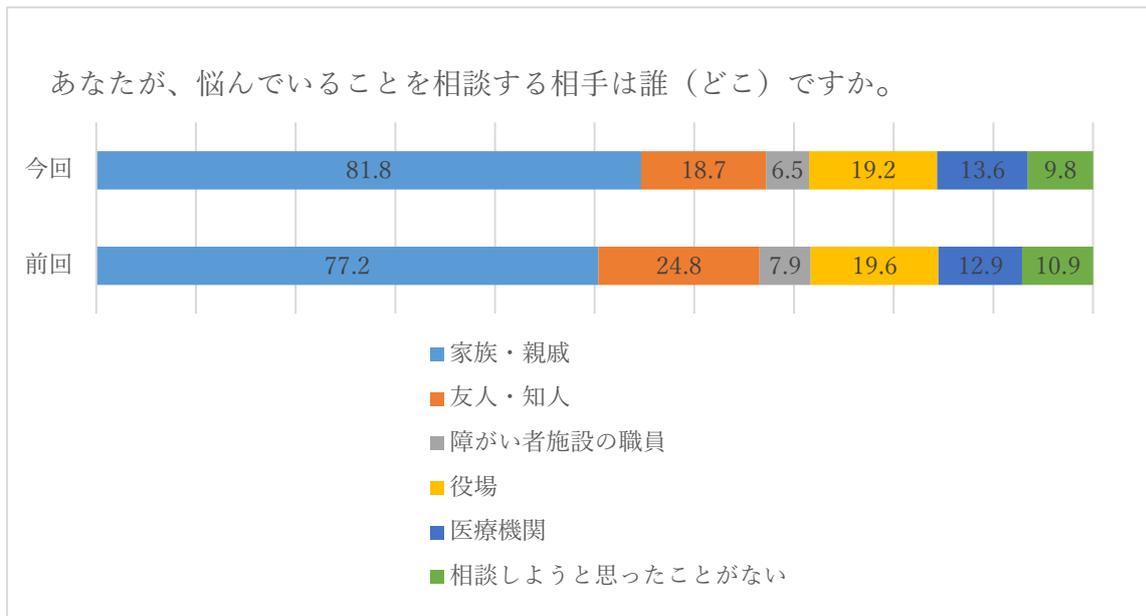
(3) 自立支援協議会の広域協議

・障がいのある人が安心して普通に暮らし続けられるまちであるために、障がいに関わる関係者が様々な課題の解決に向けた協議に努めていくほか、北見市、訓子府町、置戸町、美幌町、津別町の1市4町の自立支援協議会が集まる全体会での協議も行っていきます。

(4) 障がいに関する広報の充実

・障がい者のニーズに応じた情報提供を行うとともに、町の広報誌やホームページ等へ情報を掲載して、福祉施策についての情報を得ることのできる機会を増やします。

○ 関係するアンケート調査結果 ※上位6つまでを掲載



第5章 第6期津別町障がい福祉計画

1 障がい者とサービス利用状況および提供体制

(1) 障がい種別毎の手帳所持者の状況

津別町の障がい種別毎の手帳所持者状況は、身体障害者手帳が313名、療育手帳（知的障がい者）が99名、精神障害者保健福祉手帳が34名となっています。（令和2年12月1日現在）。各種障がい者手帳所持者が合計446名となっています。

(2) 障がい者のサービス利用状況

津別町で障がい福祉サービスを利用している方は71名、障がい児通所支援を利用している児童は27名となっております（令和2年12月1日現在）。また、その他地域生活支援事業及び各種福祉サービスの利用状況等は以下のとおりです。

○ 障がい福祉サービス

サービス名		概要	令和元年度実績
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	身体2名 （延べ64時間） 知的1名 （延べ10時間） 精神1名 （延べ16時間）
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。	なし
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。	1名 （延べ92.5時間）
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。	なし
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。	なし

介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	知的 1名
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行うサービスです。	2名
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。	28名
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	22名
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	なし
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	2名
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	(A型) 利用者数 8名 (B型) 利用者数 24名
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはそれらのサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人暮らししたいというニーズに応えるためにサテライト型住居(※1)があります。	27名

※1 サテライト型住居とは、基幹となるグループホーム(本体住居)と概ね20分以内で移動可能な距離にある民間アパート等の一室で、世話人による巡回支援等のサービスを受けながら生活できる住居のことです。

○ 相談支援

サービス名		概 要	令和元年度実績
計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント（※2）によりきめ細かく支援するサービスです。	73名
	障害児相談支援		5名
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行うサービスです。	なし
	地域定着支援	居室において単身で生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。	なし

※2 ケアマネジメントとは、生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、その上で課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくことをいいます。

○ 地域生活支援事業及びその他福祉サービス

サービス名		概要	令和元年度実績
地域生活支援事業	日常生活用具給付事業	障がい者（児）の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与するサービスです。	身体 23名
	移動支援事業	移動が困難な障がい者（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加等に必要外出時の支援を行うサービスです。	知的 5名 精神 1名 児童 2名
	地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の場を提供し、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。	知的 1名 精神 4名
	日中一時支援事業	日中において、介助者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行うサービスです。	知的 5名 精神 1名 児童 3名
その他	補装具	障がい者（児）の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものを支給するサービスです。	身体 15件
	移送サービス	重度の要介護者又は障がい者で公共交通機関の利用が困難な移動制約者を対象に、リフト車両や営業車を使用し、通院のための送迎を行うサービスです。	要介護者等 15名 (片道延べ98回)

○ 障がい児通所支援

サービス名		概要	令和元年度実績
障害児通所支援給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。	15名（延べ328回）
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。	なし
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。	17名（延べ1,393回）
	保育所等訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児につき、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	なし

(3) サービス提供体制

津別町の障がい者が利用しているサービス提供状況は、以下のとおりとなっています。今後においては、北海道が設定した障がい保健福祉圏域のうち、津別町が所属する北網圏域内の美幌町・北見市・網走市など近隣市町村と連携及び調整を図りながら整備を進めていくこととします。

① 訪問系サービス提供事業所（令和2年12月1日現在）

事業所名	住所	サービス内容
津別町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	津別町字新町 1-5	居宅介護
特定非営利活動法人 北見コアラ	北見市広明町 188-11	同行援護

② 日中活動系サービス提供事業所（令和2年12月1日現在）

事業所名	住所	サービス内容
生活デイ あくび	北見市川東 62-22	生活介護
きたみ学園	北見市川東 226-2	
きたみ学園成人部	北見市川東 226-2	
友楽里	北見市川東 226-2	
びーぼ	北見市東相内町 524-1	
サポートネット	北見市公園町 112-6	
るべしべやよい苑	北見市留辺蘂町滝の湯 129-9	
るべしべ光星苑	北見市留辺蘂町栄町 127-21	
サークル 24	北見市留辺蘂町旭中央 24-19	
サンライズ・ヨピト	網走市呼人 722-1	
日の出学園	斜里町峰浜 110-11	
向陽園	遠軽町生田原安国 347-2	
オホーツク福祉園	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
こまくさ学園	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
滝上リハビリセンター	滝上町オシラネツプ原野 1577-18	
緑里	西興部村上興部 246	
さわらび学園	釧路市駒牧 8 線 107-3	
南富良野からまつ園	南富良野町幾寅 528-2	
あかとき学園	深川市納内町 3 丁目 9-10	
美唄光生園	美唄市光珠内東山	
共栄	北広島市共栄 276-8	
松泉学院	小樽市見晴町 20-2	

クリーンリースウェルフェア	北見市豊地 26-13	就労継続支援 A 型
美富ベーカリー	美幌町美富 29-1	
リブラぴあ~の	北見市美芳町 5 丁目 2-13	
すずらん	北見市端野町三区 572-1	
ワークネット北見	北見市北 3 条西 3 丁目 12	就労継続支援 B 型
津別町手をつなぐ育成会 つむぎ	津別町字一条通 21-1	
美幌地域就労支援センター	美幌町東三条北 2 丁目 1	
ワークセンターびぼろ 新町あすなろ	美幌町新町 1 丁目 37-2	
オホーツクきのこの里	網走市潮見 319-69	
みどりの園	陸別町陸別原野分線 8-232	
ねむのき神居	旭川市神居町雨紛 160-9	
なんぷ〜香房	南富良野町幾寅 695-2	
光生舎クリーナーズ	赤平市錦町 3 丁目 5	
サポートステーション・ステップ	美幌市西三条南 2 丁目 1-12	
安心生産農園	幌延町幌延 15-1	
川東学園知的障害者短期入所	北見市川東 226-2	
グループホーム 天都の杜	網走市潮見 319-75	
みどりの園	陸別町字陸別原野文選 8-232	
美幌療育病院	美幌町美富 9-1	療養介護

③ 居住系サービス提供事業所（令和 2 年 12 月 1 日現在）

事業所名	住 所	サービス内容
オフタイムハウス くりん荘	津別町字共和 44-33	共同生活援助
コミュニティハウス あかり	美幌町仲町 1 丁目 141-40	
グループホーム スマイル	美幌町美富 9-1	
グループホーム 北進	北見市北進町 4 丁目 220-10	
ケアホーム ところがわ	北見市川東 62-22	
ケアホーム幸 (s a t i)	北見市幸町 1 丁目 1-2	
共同生活援助事業所 C L 2	北見市美芳町 4 丁目 2-6	
共同生活介護事業所ひだまり	北見市東相内町 577-3	
グループホーム旭荘	北見市留辺薬町旭南 57-13	
サンライズ・ヨピト	網走市呼人 722-1	
グループホーム 海の貝	網走市海岸町 5-10	
グループホーム 天都の杜	網走市潮見 319-75	
しおさい	紋別市南が丘町 7 丁目 72-1	
グループホーム ピア	西興部村上興部 77	
グループホーム ふれんど	陸別町陸別原野分線 8-232	
ねむのき グループホーム	旭川市神居六条 18 丁目 3-7	

共同生活援助事業所 ぴあ	南富良野町幾寅 590-1	共同生活支援
共同生活支援センター すずらん	深川市納内町 2 丁目 1-48	
共同生活援助すまいる	深川市納内町 3 丁目 9-10	
爽やかネットワーク	美唄市東七条南 2 丁目 1-1	
北の星	幌延町幌延 155	
きたみ学園	北見市川東 226-2	施設入所支援
きたみ学園成人部	北見市川東 226-2	
るべしべやよい苑	北見市留辺薬町滝の湯 129-9	
るべしべ光星苑	北見市留辺薬町栄町 127-21	
日の出学園	斜里町峰浜 110-11	
向陽園	遠軽町生田原安国 347-2	
オホーツク福祉園	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
こまくさ学園	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
滝上リハビリセンター	滝上町オシラネツ原野 1577-18	
清流の里	西興部村上興部 246	
みどりの園	陸別町陸別原野分線 8-232	
さわらび学園	釧路市駒牧 8 線 107-3	
南富良野からまつ園	南富良野町幾寅 528-2	
光生舎クリーナーズ	赤平市錦町 3 丁目 5	
美唄光生園	美唄市光珠内東山	
共栄	北広島市共栄 276-8	
松泉学院	小樽市見晴町 20-2	

④ 相談支援サービス提供事業所（令和 2 年 12 月 1 日現在）

事業所名	住所	サービス内容
津別町障害者相談支援事業所	津別町字幸町 41	計画相談支援
相談支援センター ぱれっと	美幌町美富 9	
サポートネット北見	北見市幸町 1 丁目 1-1	
障がい者相談支援センター ほっと	北見市大通西 2 丁目 1	
相談支援事業所 ぴあ	北見市留辺薬町旭南 57-13	
特定相談支援事業者 きずな	網走市大曲 25-1	
相談支援センター りらいふ	網走市南四条西 2 丁目 1	
相談支援事業所 オホーツク	網走市潮見 185-19	
相談支援事業所 ゆい	斜里町青葉町 41	
相談支援室 ま〜ぶる	遠軽町一条通北 1 丁目	
相談支援事業所 たんぽぽ	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
相談支援事業所 ミント	滝上町オシラネツ原野 1577-18	

相談支援センター 紡	西興部村上興部 246	計画相談支援
障害者支援施設とまむ園 相談支援事業所	陸別町トナム南 3 線 94-3	
地域生活支援センター・ハート釧路	釧路市白金町 2-14	
相談支援事業所 ウルカス	釧路町睦 3 丁目 2-9	
障害者相談支援センター にじ	旭川市神居三条 6 丁目 1-6	
北空知障がい者支援センター	深川市 3 条 18-36	
相談支援事業所 ふらっぶ	南富良野町幾寅 528-2	
そだんの ていく	赤平市錦町 2 丁目 6	
障がい者相談支援センターいんくる	美唄市西三条南 3 丁目 6-2	
相談室ここに	北広島市朝日町 2 丁目 6-9	
相談支援事業所 ぜにばこ	小樽市見晴町 12-4	
津別町障害者相談支援事業所	津別町字幸町 41	障害児相談支援

⑤ 地域生活支援事業サービス提供事業所（令和 2 年 12 月 1 日現在）

事業所名	住所	サービス内容
マイスペース美幌	美幌町仲町 2 丁目 38-1	移動支援
移動支援事業所 ところっこ	北見市公園町 166-25	
ヘルパー事業所 歩〜夢	北見市留辺蘂町旭南 57-13	
サンライズ・ヨピト	網走市呼人 722-1	
社会福祉法人 操愛会	網走市潮見 319-75	
ヘルパーステーション あくあ	網走市駒場北 6 丁目 2-11	
地域活動支援センター よりみち	美幌町新町 1 丁目 37-2	地域活動 支援センター
地域活動支援センター 梅トピア	網走市呼人 722-1	
あそびスペース ぷらっと	津別町字一条通 21-1	日中一時支援
マイスペース美幌	美幌町仲町 2 丁目 38-1	
日中一時支援事業所 ラポール	網走市北四条西 3 丁目 5-15	
ヘルパーステーション あくあ	網走市駒場北 6 丁目 2-11	
福祉ホーム ほたる	北広島市朝日町 4 丁目 4-11	福祉ホーム

⑥ 障がい児通所支援サービス提供事業所（令和 2 年 12 月 1 日現在）

事業所名	住所	サービス内容
発達支援センター なないろ	美幌町新町 1 丁目 37	児童発達支援
放課後等デイサービス すきっぷ	津別町字新町 1-1	放課後等
マイスペース美幌	美幌町東一条南 1 丁目 9-1	デイサービス

2 令和5年度の施策の成果目標値

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
施設入所者数	21 人	令和2年3月末の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	1 人	令和2年3月末の入所者数の2.4%以上
【目標値】 施設入所者減少見込数	1 人	令和5年度末の施設入所者数が、令和2年3月末の施設入所者のうち4.3%以上の減少として設定

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

※ 津別町における現在の退院可能な精神障がい者数はなし（北海道保健福祉部）

3 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労移行者数

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	1 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	3 人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数（令和元年度の移行実績の1.5倍以上を基本として設定）

② 就労定着支援事業所利用者数

項目	数値	備考
令和元年度の就労移行支援事業所利用者数	1 人	令和元年度において就労移行支援事業所利用者数
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業所利用者数	5 人	令和5年度末の就労移行支援事業所利用者数が、令和元年度利用者数から2割以上増加することを基本として設定

3 各種サービス計画値およびサービス見込量

障がいのある児童への支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針である「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援」の6区分としています。計画値はこれまでの実績に基づく推計とサービス利用者の意向や地域の実情を勘定したものです。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

■ サービス概要

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除などの家事等、生活全般にわたる援助を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数 (実人員/月)	計画値	3	3
		実績値	3	4
		対比	100%	133.3%
	時間/月	計画値	15	15
		実績値	6.3	7.7
		対比	42%	51.3%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数(実人員/月)	10	10	10
	時間/月	50	50	50

②重度訪問介護

■ サービス概要

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動支援などを総合的に行います。

《第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
重度訪問介護	利用者数 (実人員/月)	計画値	0	0
		実績値	0	0
	時間/月	計画値	0	0
		実績値	0	0

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	利用者数(実人員/月)	0	0	0
	時間/月	0	0	0

③同行援護

■ サービス概要

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの外出支援を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
同行援護	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1
		実績値	1	1
		対比	100%	100%
	時間/月	計画値	12	12
		実績値	6.6	7.7
		対比	55%	64.2%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	利用者数(実人員/月)	1	1	1
	時間/月	10	10	10

④行動援護

■ サービス概要

知的障がいまたは精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人の行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度※
行動援護	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		対比	0%	0%	0%
	時間/月	計画値	3	3	3
		実績値	0	0	0
		対比	0%	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用者数(実人員/月)	1	1	1
	時間/月	10	10	10

⑤重度障害者等包括支援

■ サービス概要

常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

《第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度※
重度障害者等包括 支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括 支援	利用者数(実人員/月)	0	0	0
	時間/月	0	0	0

《見込量確保のための方策》

- ・ ニーズに対応したサービスの提供ができるよう、ヘルパーの人材確保や育成を図り、より質の高いサービスを提供するように支援していきます。
- ・ 障害者総合支援法の施行によるサービスの拡充について、利用者やその家族への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

■ サービス概要

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい支援施設等において、入浴、排せつ、食事等介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
生活介護	利用者数 (実人員/月)	計画値	29	29
		実績値	29	28
		対比	100%	96.6%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	638	638
		実績値	577	592.4
		対比	90.4%	92.9%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(実人員/月)	29	29	29
	利用人日(延人日/月)	638	638	638

②自立訓練（機能訓練）

■ サービス概要

身体障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		対比	0%	0%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	8	8
		実績値	0	0
		対比	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数（実人員／月）	1	1	1
	利用人日（延人日／月）	8	8	8

③自立訓練（生活訓練）

■ サービス概要

知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度※
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (実人員／月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
		対比	0%	0%	100%
	利用人日 (延人日／月)	計画値	8	8	8
		実績値	0	0	9
		対比	0%	0%	112.5%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数（実人員／月）	1	1	1
	利用人日（延人日／月）	15	15	15

④就労移行支援

■ サービス概要

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
就労移行支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	5	5
		実績値	0	2
		対比	0%	40%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	110	110
		実績値	0	203
		対比	0%	184.5%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数(実人員/月)	3	3	3
	利用人日(延人日/月)	66	66	66

⑤就労継続支援(A型)

■ サービス概要

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
就労継続支援 (A型)	利用者数 (実人員/月)	計画値	10	10
		実績値	8	8
		対比	80%	80%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	220	220
		実績値	121.3	133.6
		対比	55.1%	60.7%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	利用者数(実人員/月)	10	10	10
	利用人日(延人日/月)	220	220	220

⑥就労継続支援（B型）

■ サービス概要

一般企業等での就労が困難な障がい者や一定の年齢に達している障がい者に、雇用契約は結ばずに、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図るサービスです。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
就労継続支援 (B型)	利用者数 (実人員/月)	計画値	25	25
		実績値	23	24
		対比	92%	96%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	550	550
		実績値	407.3	425.3
		対比	74.1%	77.3%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (B型)	利用者数(実人員/月)	35	35	35
	利用人日(延人日/月)	770	770	770

⑦療養介護

■ サービス概要

医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
療養介護	利用者数 (実人員/月)	計画値	2	2
		実績値	2	2
		対比	100%	100%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数(実人員/月)	2	2	2

⑧短期入所

■ サービス概要

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、障がい支援施設及び医療機関等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
福祉型短期入所	利用者数 (実人員/月)	計画値	2	2
		実績値	2	1
		対比	100%	50%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	30	30
		実績値	4	3
		対比	13.3%	10.0%
医療型短期入所	利用者数 (実人員/月)	計画値	0	0
		実績値	0	0
		対比	0%	0%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	0	0
		実績値	0	0
		対比	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型短期入所	利用者数(実人員/月)	2	2	2
	利用人日(延人日/月)	30	30	30
医療型短期入所	利用者数(実人員/月)	0	0	0
	利用人日(延人日/月)	0	0	0

《見込量確保のための方策》

- ・ サービス利用希望者の把握に努め、サービス提供者などの情報を利用者に対してわかりやすく提供していきます。
- ・ 障がい者のニーズおよび適性や能力に応じた就労ができるように、事業者との連携し、就労移行支援事業・就労継続支援事業を提供できる事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

■ サービス概要

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービス提供も行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度※
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (実人員/月)	計画値	25	25	25
		実績値	26	27	27
		対比	104%	108%	108%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(実人員/月)	35	35	35

②施設入所支援

■ サービス概要

施設入所の障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等の提供をします。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度※
施設入所支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	24	22	19
		実績値	23	22	21
		対比	95.8%	100%	110.5%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数(実人員/月)	21	21	20

《見込量確保のための方策》

- ・ 関係機関と連携しながら、障がいに対する町民への理解を促します。

(4) 相談支援

①計画相談支援・障害児相談支援

■ サービス概要

障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、全ての障がい福祉サービス及び障がい児通所支援、地域相談支援利用者の方について作成します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
計画相談支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	75	75
		実績値	72	73
		対比	97.3%	97.3%
障害児相談支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	6	6
		実績値	4	5
		対比	66.7%	83.3%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（実人員/月）	85	85	85
障害児相談支援	利用者数（実人員/月）	15	15	15

②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

■ サービス概要

地域移行支援は、障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障がい者、保護施設や矯正施設等を退所する障がい者の住居の確保その他地域生活移行に向けての活動に関する相談を行います。また、地域定着支援は施設・病院からの退所・退院、家族との同居から1人暮らしに移行した方で、常時連絡体制を確保し緊急の事態等に相談支援を行います。介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、障がい支援施設及び医療機関等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
地域移行支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		対比	0%	0%
地域定着支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		対比	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

《見込量確保のための方策》

- ・ サービス利用希望者の生活環境等のきめ細かな把握を行い、利用者に応じたサービスの提供につながる支援ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支える様々な事業を、市町村が必ず実施しなければならない事業と市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する事業で構成されています。

○ 地域生活支援事業

地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者（児）に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
		自発的活動支援事業	障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
		相談支援事業	障がい者（児）の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報提供や援助などを行います。
		成年後見制度利用支援事業	知的または精神障がい者に対し、成年後見制度の申し立てに必要な経費の全部又は一部を補助します。
		成年後見人制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援を行います。
		コミュニケーション支援事業	聴覚、言語等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
		日常生活用具給付事業	重度の障がい者（児）に、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。
		手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者（児）との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
		移動支援事業	移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行い、自立生活や社会参加を促します。
		地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動など、様々な活動を支援する場を提供することで、障がい者（児）の地域生活を支援します。
	任意事業	福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
		訪問入浴サービス	身体障がい者に、居宅において入浴サービスを提供します。
		日中一時支援事業	家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、障がい者（児）を一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。
		生活サポート	障がい支援区分の非該当の方が、家事援助などの必要性が認められる場合に、利用できるサービスです。
		自動車改造費助成事業	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

①理解促進研修・啓発事業

■ サービス概要

地域社会の住民に対して障がい者（児）に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画・実績》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
理解促進研修・啓発事業	計画	あり	あり	あり
	実績	あり	なし	なし

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	計画	あり	あり	あり

②自発的活動支援事業

■ サービス概要

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（災害対策活動、ボランティア等）に対する支援を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画・実績》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
自発的活動支援事業	計画	あり	あり	あり
	実績	なし	なし	なし

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	計画	あり	あり	あり

③相談支援事業

■サービス概要（相談支援事業）

障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用援助、権利擁護のための必要な援助を行います。また、障害者地域自立支援協議会を中心として、障がい者が地域で安心して自立した生活を営むための総合的な生活支援や地域の支援システムのネットワークづくりを進めます。

■サービス概要（基幹相談支援センター等強化事業）

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することにより、相談支援機能を強化します。

■サービス概要（住宅入居等支援事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者（共同生活援助を利用する者を除く。）に対し、不動産業者との物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続きに関する業務や利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援及び関係機関との連絡調整などに関する業務などの入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画（値）・実績（値）》

項 目		単 位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※
相 談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	箇所数	計画値	2	2	2
			実績値	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無	計画	なし	なし	なし
			実績	なし	なし	なし
基幹相談支援センター等強化事業		実施の有無	計画	なし	なし	あり
			実績	なし	なし	なし
住宅入居等支援事業		実施の有無	計画	あり	あり	あり
			実績	なし	なし	なし

※令和 2 年度の数値は見込み

《本計画の計画》

項 目		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所数	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり	あり
基幹相談支援センター等強化事業		実施の有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業			あり	あり	あり

④成年後見制度利用支援事業

■ サービス概要

身寄りがなく判断能力が低下した知的障がい者又は精神障がい者等が成年後見制度を利用する際に、申立てに要する経費及び後見人等への報酬を助成します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度※
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	2	0
		対比	0%	200%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (実人員/月)	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■ サービス概要

法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	計画値	あり	あり
		実績値	なし	あり

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	あり	あり	あり

⑥コミュニケーション支援事業

■ サービス概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他障がいにより、意思疎通の支援が必要な方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		対比	0%	0%
手話通訳者設置事業	登録手話 (通訳者数/月)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		対比	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用者数 (実人員/月)	1	1	1
手話通訳者設置事業	登録手話 (通訳者数/月)	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

■ サービス概要

重度の障がい者等に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の購入費用等の一部を助成します。

- 1 介護・訓練支援用具 : 特殊寝台・特殊マット・体位変換器 など
- 2 自立生活支援用具 : 入浴補助具・聴覚障がい者用屋内信号装置 など
- 3 在宅療養等支援用具 : 電気式たん吸引器・盲人用体温計 など
- 4 情報・意思疎通支援用具 : 点字器・人口咽頭 など
- 5 排泄管理支援用具 : ストマ用装具・紙おむつ など
- 6 居宅生活動作補助用具 : 設置に小規模な住宅改修を伴う用具

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画・実績》

項 目		単 位	数 値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※
日常生活用具給付等事業						
1	介護・訓練支援用具	件/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
			対比	0%	0%	0%
2	自立生活支援用具	件/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
			対比	0%	0%	0%
3	在宅療養等支援用具	件/年	計画値	1	1	1
			実績値	1	0	4
			対比	100%	0%	400%
4	情報・意思疎通支援用具	件/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	2
			対比	0%	0%	200%
5	排泄管理支援用具	件/年	計画値	180	180	180
			実績値	211	223	240
			対比	117.2%	123.9%	133.3%
6	在宅生活動作補助用具	件/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
			対比	0%	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画》

項 目		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業					
1	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
2	自立生活支援用具	件/年	1	1	1
3	在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
4	情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
5	排泄管理支援用具	件/年	300	300	300
6	在宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

■ サービス概要

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			平成30年度	令和元年度	令和2年度※
手話奉仕員養成 研修事業	養成者数 (実人員/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		対比	0%	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	養成者数（実人員/月）	0	0	0

⑨移動支援事業

■ サービス概要

屋外での移動や外出が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための移動を支援します（通院介護や行動援護・同行援護などの障がい福祉サービスの対象とならないケースを対象とします）。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
移動支援事業	利用者数 (実人員/月)	計画値	10	10
		実績値	6	7
		対比	60%	70%
	時間/月	計画値	300	300
		実績値	712	931
		対比	273.3%	310.3%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	15	15	15
時間/月	1800	1800	1800

⑩地域活動支援センター事業

■ サービス概要

障がい者の創作的な活動や生産活動、社会との交流促進などの活動の場を提供します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
地域活動支援センター事業	箇所数/年	計画値	2	2
		実績値	2	2
		対比	100%	100%
	利用者数 (実人員/月)	計画値	6	6
		実績値	6	5
		対比	100%	83.3%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	2	2	2
利用者数 (実人員/月)	6	6	6

⑪福祉ホームの運営事業

■ サービス概要

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
福祉ホームの運営事業	箇所数／年	計画値	1	1
		実績値	1	0
		対比	100%	0%
	利用者数 (実人員／月)	計画値	1	1
		実績値	1	0
		対比	100%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの運営事業	箇所数／年	0	0	0
	利用者数（実人員／月）	0	0	0

⑫訪問入浴サービス事業

■ サービス概要

訪問により居宅での入浴サービスを提供し、身体の清潔確保及び身体機能の維持等を図り、身体障がい者の生活を支援します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
訪問入浴サービス事業	利用者数 (実人員／月)	計画値	0	0
		実績値	0	0
		対比	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用者数（実人員／月）	0	0	0

⑬日中一時支援事業

■ サービス概要

介護家族等の負担軽減を図るため、障がい者（児）を日中において一時預かり、見守るとともに、社会適応訓練等を実施することにより、障がい者の日中活動の場を提供します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
日中一時支援事業	利用者数 (実人員/月)	計画値	10	10
		実績値	9	9
		対比	90%	90%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	10	10	10

⑭生活サポート事業

■ サービス概要

障がい支援区分の非該当者であるが、支援が必要と認められた場合に訪問により居宅での家事援助を実施し、障がい者の地域での自立した生活の促進を図ります。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
生活サポート事業	利用者数 (実人員/月)	計画値	0	0
		実績値	0	0
		対比	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	0	0	0

⑮自動車改造費助成事業

■ サービス概要

身体障がい者が就労等に伴い自動車を購入する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

《第5期津別町障がい計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度※
自動車改造費助成事業	利用者数 (実人員/月)	計画値	1	1
		実績値	0	0
		対比	0%	0%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自動車改造費助成事業	利用者数(実人員/月)	1	1	1

《見込量確保のための方策》

- ・ サービス提供体制の充実と利便性の向上について、事業者と連携しながら進めます。
- ・ 近隣市町村のサービス提供事業者の把握に努め、町民が利用できるように努めます。

第6章 第2期津別町障がい児福祉計画

1 各種サービス計画値およびサービス見込量

障がいのある児童への支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針を基本として、地域の実情に応じて、数値目標を設定します。

①児童発達支援

■ サービス概要

就学前の発達に支援が必要な子どもに対して、日常生活や集団生活に対応できるよう、児童の身体および精神の状況や環境に応じて適応訓練等の支援を行います。

《第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目		令和元年度	令和元年度	令和2年度※
児童発達支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	21	22
		実績値	18	13
		対比	85.7%	59.1%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	109	111
		実績値	128	122
		対比	117.4%	109.9%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(実人員/月)	16	20	29
	利用人日(延人日/月)	116	151	214

②医療型児童発達支援

■ サービス概要

肢体不自由のある児童に対して、発達支援及び治療を行います。

《第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			令和元年度	令和元年度	令和2年度※
医療型 児童発達支援	利用者数 (実人員/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用人日 (延人日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型	利用者数(実人員/月)	0	0	0
児童発達支援	利用人日(延人日/月)	0	0	0

③放課後等デイサービス

■ サービス概要

学校就業中の発達に課題のある児童・生徒に対して、放課後や学校が休みの時などに生活能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

《第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			令和元年度	令和元年度	令和2年度※
放課後等 デイサービス	利用者数 (実人員/月)	計画値	21	22	22
		実績値	18	13	12
		対比	85.7%	59.1%	54.5%
	利用人日 (延人日/月)	計画値	109	111	112
		実績値	128	122	116
		対比	117.4%	109.9%	103.6%

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	利用者数（実人員／月）	16	20	29
	利用人日（延人日／月）	116	151	214

④保育時間等訪問支援

■ サービス概要

肢体不自由のある児童に対して、発達支援及び治療を行います。

《第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画値・実績値》

項 目			令和元年度	令和元年度	令和2年度※
保育時間等 訪問支援	利用者数 （実人員／月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用人日 （延人日／月）	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

※令和2年度の数値は見込み

《本計画の計画値》

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育時間等 訪問支援	利用者数（実人員／月）	0	0	0
	利用人日（延人日／月）	0	0	0

《見込量確保のための方策》

- ・ 利用者のニーズに対応できるサービス提供体制を整えるためサービス提供事業者との連携を図り、確保に努めます。
- ・ サービスを必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制を確保するため、多様な事業者の参入を促進します。
- ・ 利用者のニーズに対応できるサービス提供体制を整えるため、また、適切な療育を提供できるようにサービス提供事業者との連携に努めます。